

陸上貨物運送事業の 労働災害をなくそう!!

陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害は、年々増加傾向にあります。

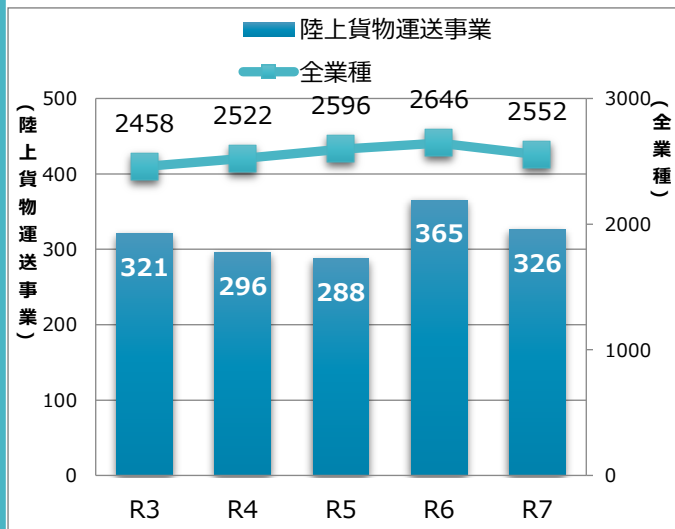


図-1 全業種及び陸上貨物運送事業における労働災害発生年別推移

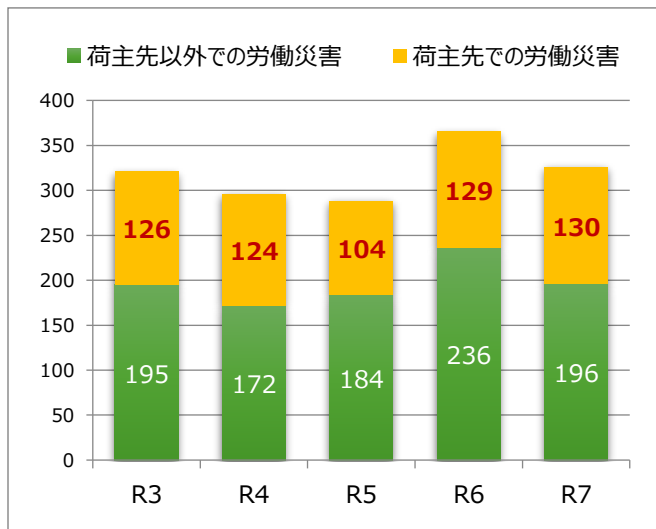


図-2 陸上貨物運送業のうち荷主先での労働災害発生年別推移

令和7年の陸上貨物運送業の死傷者数を経験期間別で見ると「**経験年数1年以内**」が最も多く、年齢別で見ると「**50歳以上の割合**」が高くなっています。

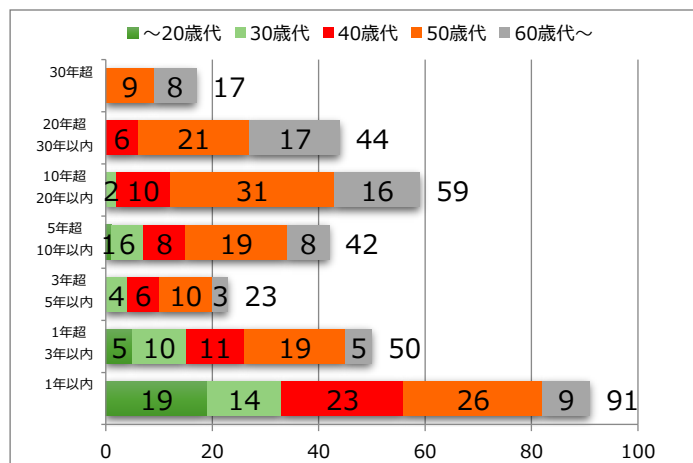


図-3 道路貨物運送業での経験期間別年代別労働災害発生状況（令和7年）

陸上貨物運送業における労働災害の発生原因は、**トラックからの墜落・転落災害**や、**転倒災害**、**荷取扱中の動作の反動**、**はさまれ・巻き込まれ災害**が多くなっています。

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	動作の反動、無理な動作	激突	飛来、落下	激突され	その他	総計
動力運搬機	72	4	14	5	6		5	10	116
トラック	69	4	7	2	4		1	9	96
フォークリフト	2		7	3	2		4	1	19
その他の動力運搬車	1								1
仮設物、建築物、構築物等	9	50	3	7	5				74
荷	1	2	1	18	2	3		2	29
人力機械工具等		2	9	6	1	3	4	1	26
用具	7	1		2	1	5		5	21
材料	1	1	1	3		3		4	13
その他	6	8	4	8	1		3	17	47
総計	96	68	32	49	16	14	12	39	326

図-4 道路貨物運送業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況（令和7年） 資料：全て労働者死傷病報告

荷役 5大災害

- ①墜落・転落
- ②荷崩れ
- ③フォークリフト使用時の事故
- ④無人暴走
- ⑤トラック後退時の事故

重大な労働災害を防ぎましょう!!

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

このガイドラインを指針として、運送事業者と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組みましょう。



(厚生労働省HPIに掲載されています⇒ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>)

労働災害防止のためのポイント

安全管理体制の確立等

- 荷役災害防止の担当者を指名し、担当者の果たすべき役割、責任及び権限を定める**
指名した荷役災害防止担当者に対して荷役災害防止に必要な教育を実施し、担当者の役割、責任及び権限を労働者に周知してください。
- 安全衛生方針の表明、目標の設定等の実施**
荷役作業における労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ「安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「安全衛生計画の作成」「リスクアセスメント」を行ってください。
- 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置**
安全衛生委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業に係る労働災害防止について調査審議してください。
反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害防止措置について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

- 荷役作業の有無の事前確認**
運送の都度、荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか確認してください。
- 安全に荷役作業が行えるよう作業場所の改善**
荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全な作業の確保のために改善を行ってください。

運送事業者

- 保護帽、安全靴等の着用**
安全な作業を確保するための作業内容に適した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。
- 不安全な作業指示に対する荷主等への改善要請**
陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

荷主先等

- 余裕を持った着時刻の設定**
荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定をしてください。

トラックからの墜落・転落災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 墜落・転落災害防止のための施設等を用意
- 荷役作業を行う者の遵守すべき事項の確実な実行
- 墜落防止施設・設備の使用
- 貨物自動車の荷台への昇降のための設備の使用
- 自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

・作業前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う

・不安定な荷の上ではできる限り移動しない

・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼20歳代のドライバー（経験期間1か月未満）が、荷の積み降ろし作業中、荷台から降りる際に墜落し、ひじを負傷した。（休業3か月）
- ▼50歳代のドライバー（経験期間25年）が、荷台の飛散防止ネットを取り外そうと荷台で作業をしていたところ、当該ネットを足で踏んでいたため、足をとられ、荷台から転落し、左手首を骨折した。（休業6か月）

トラック荷台や通路での転倒災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸、段差等の改善等
- 段差解消、手すりの設置、床面の防滑化
- 荷役作業を行う者の遵守すべき事項の確実な実行
- 荷役作業場所等に合った耐滑性、屈曲性のある安全靴の使用
- 台車等の使用

・荷役作業前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する

・後ずさりでの作業はできるだけ行わない

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間1か月）が、客先の荷降ろし場に対してトラックを斜めに駐車したため、トラックと荷降ろし場の一部にすき間ができてしまい、荷降ろし作業中に当該すき間で足を踏み外して転倒し、右腕を骨折した。（休業6か月）

荷取扱い中等の動作の反動・無理な動作災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 人力荷役は、機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備の改善
- 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行

（厚生労働省HP⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>）

・荷役作業前に準備運動を行う。

・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない

・重量の重い荷は、2人以上で扱う

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼40歳代の作業員（経験期間7か月）が、構内にて鉄材（約12kg）を持ちあげたところ、腰に痛みが生じた。（休業1週間）
- ▼50歳代のドライバー（経験期間18年）が、荷物の積み込みをするため、前かがみの姿勢や長時間の運転を繰り返したことで脊髄を損傷した。（休業3か月）



コンベヤー・ロールボックスパレット（かご車）による はさまれ・巻き込まれ災害等を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 通行のためにコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置
- ロールボックスパレット等の運搬における進行方向の視界の確保と移動経路上の整理整頓
- ロールボックスパレット等のキャスターが引っかかり転倒することのないように床・地面の凹凸や傾斜をなくす措置の実施
- 駆動ローラとフレーム、ベルト等に手指等のはさまれ・巻き込まれ防止のための覆いの設置
- コンベヤーへの逸走等防止装置、非常停止装置の設置
- コンベヤー、ロールボックスパレット、台車等を使用して荷役作業を行う者の遵守すべき事項の確実な実行

・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る

・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う

・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりする場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する

・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼20歳代のドライバー（経験期間2か月）が、トラックから台車を降ろす際、作業場所が傾斜していたため、台車が横転し、下敷きになった。（休業18日）
- ▼ロールボックスパレットをトラックに引き上げようと引っ張った際、段差に引っかかってロールボックスパレットが倒れて挟まれ、骨盤を骨折した。（休業4か月）



フォークリフトによる災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 使用時のルール（制限速度、交差点等での安全確認）を定め見やすい場所に掲示
- 運行通路の死角部分ヘミラー等を設置
- 走行場所と歩行者通路の分けと表示
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- 運転者の荷役作業時の遵守すべき事項の確実な実行

・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない

・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない

・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する

・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないなど



災害事例（群馬労働局管内）

- ▼歩行者通路を歩いていたところ、荷降ろし作業をしていたフォークリフトがバックしてきてぶつかり、左足を巻き込まれ、左足首を骨折した。（休業3か月）
- ▼荷降ろし作業員へ指示を出すため、フォークリフトの後方から近付いたが、運転手が気付かず、バックしてきたフォークリフトのタイヤに足先を挟まれ、打撲した。（休業3週間）